

15年前、「商店街活性化の為に」という思いを持ったメンバー達二十人と共に、「あきない組」という組織を立ち上げました。毎年、あきない祭りやハロウィンなどのイベント、閉店した店舗のシャッターにアートを描くなど日々、悪戦苦闘しながら様々な活動を行っております。今では活動に協力してくれる地域の方々にも恵まれ、「あきない組」も自分自身も成長して来ることができました。こういった活動は、商工会青年部時代に学んだ経験と、かけがえのない仲間がいたからこそ、ここまでやってこ



NPO法人あきない組のメンバー

わたしのいちばん
46

ワンチームで商店街活性化

常陸大宮市商工会
第18代青年部部長
茅根 和史さん
(割烹ちのね)

れたと思つています。仲間との絆と経験を大切にこれからは常陸大宮市発展の為に頑張っていきます。

協会けんぽ茨城支部 令和2年度保険料率のお知らせ
平成2年3月分(4月納付分)からの保険料率は次のとおり改定されます。

平成元年度	健康保険料率	9.84%	介護保険料率	1.73%
令和2年度	健康保険料率 (都道府県ごと)	9.77%	介護保険料率 (全国共通)	1.79%

- ◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
 - ◆変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。賞与については、支給日が3月1日分より変更後の保険料率が適用されます。
 - ◆健康保険料率(9.77%)の内訳は、基本保険料率(6.34%)と特定保険料率(3.43%)です。
- なお、協会けんぽの令和2年度の全国平均健康保険料率は、10.0%です。協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとに異なります。都道府県支部の健康保険料率は、各都道府県の医療給付費等により決定されます。

健診受診は健康保険料率に影響します!

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県ごとに異なっており、各都道府県の医療費等で決められています。平成30年度より新たにインセンティブ制度がスタートし、加入者の皆様の健診受診等の取り組みが評価され、健康保険料率に反映されています。健康保険料の負担軽減のためにできることから始めましょう。

生活習慣病予防健診(ご本人の健診)

- ▶対象は**35歳~74歳**の被保険者さま(お勤めのご本人)
- ▶補助があるから費用がおトク!
- ▶各種がん検診も同時に受診できます!

特定健診(ご家族の健診)

- ▶対象は**40歳~74歳**の被扶養者さま(ご家族)
- ▶市町村の集団健診や契約医療機関で手軽に受診できます!

健診はお得な協会けんぽの健診をぜひご利用ください!

全国健康保険協会 茨城支部 協会けんぽ
〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル 最新情報はHPをご覧ください「協会けんぽ茨城」で検索
TEL: 029-303-1500 (代表)

経営ワンポイント

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています

- ポイント1 時間外労働の上限規制が導入されます!**
大企業は2019年4月1日から 中小企業は2020年4月1日から時間外労働(週40時間、1日8時間を超える労働)の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、「臨時的な」特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)が限度となります。
◇建設事業、自動車運転の業務など一部の事業・業務は、2024年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
- ポイント2 年次有給休暇の確実な取得が必要です!**
既に施行(2019年4月1日から)
使用者は、10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定(*)**して年次有給休暇を取得させる必要があります。
(*)既に、年間5日以上の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はありません。

- ポイント3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!**
大企業は2020年4月1日から 中小企業は、2021年4月1日から同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

詳細は厚生労働省HP
「働き方改革」の実現に向けてをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

働き方改革 厚労省 検索

相談窓口
お近くの商工会または
茨城県働き方改革推進支援センター
(水戸市桜川2-2-35茨城県産業会館2階 ☎0120-971-728)

ポリテクセンター茨城 IT活用力セミナーのご案内

一度は耳にするSNS、最近のRPA...IT活用力セミナーでマスターしましょう。

No	コース名	開催日時	受講料(内/人)
1	SNSを活用した情報発信	5/22(金) 10:15~17:00	2,200円
2	RPAによる業務の自動化	6/19(金) 13:30~16:30	2,200円
3	ムダを発見するための業務とデータの見える化	8/21(金) 9:15~16:00	3,300円

会場: ポリテクセンター茨城 (茨城県常総市水海道高野町591)
お申込: 開講14日前までに受講申込書をファックスしてください。
受講料: 開講10日前までにお振込をお願いします。
※個人でのお申込みはできません。会社からの受講指示による申込に限らせていただきます。

【お問合せ先・受講申込先】
ポリテクセンター茨城 TEL 0297-22-8819
ポリテク茨城 検索

3月の開催日程【納付金、調整金】
※常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象

会場	開催日時	開催場所
土浦② ※経験者向け	3月3日(火) 13:30~	土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」 土浦市木田余東台4-1-1
ひたちなか②	3月5日(木) 13:30~	ワークプラザ勝田 ひたちなか市東石川1279
常総	3月10日(火) 13:30~	ポリテクセンター茨城 (茨城職業能力開発促進センター) 常総市水海道高野町591

開催日程【報奨金】
※常時雇用している労働者数が100人以下の事業主が対象

会場	開催日時	開催場所
水戸	3月13日(金) 13:30~	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部水戸市城南1-4-7 第5プリンビル5階

なお、詳細については、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページに掲載していますのでご確認願います。
http://www.jeed.or.jp/location/shibu/ibaraki/08_ks.html

中小企業相談室

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部
茨城職業能力開発促進センター

令和2年度「障害者雇用納付金」申告および「障害者雇用調整金」申請のお知らせ

〔常用労働者が100人を超えるすべての事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります〕
令和2年4月1日から5月15日の間に令和2年度分の「障害者雇用納付金」申告と「障害者雇用調整金」申請をお願いします。
前年度(平成31年4月から令和2年3月まで)の雇用障害者数をもとに、
○障害者雇用納付金の申告を行ってください。
○障害者の法定雇用率(2.2%)を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
○障害者の法定雇用率(2.2%)を上回る場合は、障害者雇用調整金の支給申請ができます。
なお、「障害者雇用納付金制度事務説明会」を開催しています。申告・申請の手続きを行う企業のご担当者様、申告申請書作成を代行される社会保険労務士様は、ぜひご参加ください。

常陽 法人インターネットバンキング

WEB OFFICE
ジェイウェブオフィス

法人・事業主様向けのインターネットバンキングサービス

オフィスのパソコンがそのまま常陽銀行の窓口!

体験版はこちらへアクセス ▶ JWBOFFICE 検索 ▶ ベストパートナーバンク 常陽銀行

さらに便利になった JWBOFFICE を是非「試して」みてください。 <http://www.joyobank.co.jp/jwboffice/>

「商工貯蓄共済」

貯蓄 融資 保険

お申し込みはお近くの商工会へ

ibarak!